

吸う人も吸わない人も みんなが健康に暮らせるまちへ

7月1日(月) 調布市受動喫煙防止条例を施行します



たばこから出る煙を吸うことを受動喫煙と言います。市では、受動喫煙や喫煙による健康への悪影響から市民などを守り、誰もが健康に暮らせるまちを実現するための条例を公布しました。この特集では、受動喫煙の基礎知識と、条例の概要をお知らせします。

※たばこには「紙巻きたばこ」「加熱式たばこ」「葉巻」が含まれます



条例の主なポイント

1 市内の駅前広場やその周辺の路上は禁煙

特に多数の人が往来する区域として「路上等喫煙禁止区域」を設定し、路上での喫煙を終日禁止します。

今後過料が発生します

本区域のみ、喫煙の中止命令に従わなかった場合は過料が発生します。*開始時期は未定。詳細は別途お知らせします
*加熱式たばこは暫定的に過料対象外

2 市立の公園や広場は禁煙

市立の公園や広場では、終日禁煙です。



3 学校、児童福祉施設などの敷地に隣接する路上は禁煙

子どもを受動喫煙から守るため、学校などの敷地に隣接する路上は終日禁煙です。

■市内の公私立の小・中・高等学校、幼稚園・保育園(認証保育園を含む)、児童館・学童クラブなど

(イメージ)



※これ以外の通学路は、子どもに受動喫煙をさせることのないよう、配慮をお願いします

4 市立施設の敷地内は屋内外を問わず禁煙

市立施設は敷地内禁煙とし、敷地内の屋外に喫煙所を設置することも不可としました。これは健康増進法や東京都受動喫煙防止条例より厳しい内容となっています。

■主な市の施設/市役所、神代出張所、教育会館、市立小・中学校、保育園、児童館・学童クラブ、高齢者施設、文化施設、郷土博物館、公民館、図書館、体育館、屋外運動施設
※市営住宅の居住部分など一部除外施設あり。その場合は掲示にて表示



5 事業者や市民などが守るべき責務を規定

事業者や市民などは、市の受動喫煙の防止に関する施策にご協力をお願いします。

事業者は受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう、また市民などは受動喫煙を生じさせないよう、努めなければなりません。

※市民「など」には、市内に居住もしくは滞在する人、市内を通過する人を含む



そのほかの受動喫煙を防ぐための取り組み

調布市受動喫煙ゼロの店登録事業

ラグビーワールドカップ2019日本大会・東京2020大会に向けて、受動喫煙を防止する環境づくりを進めるため、受動喫煙防止対策を実施している飲食店を「調布市受動喫煙ゼロの店」として登録します。登録店を紹介するガイドブックを発行し、登録店舗の入口などには禁煙ステッカーを掲示するなどの取り組みを実施しています。詳しくは、市HPをご覧ください。

調布市 受動喫煙



正しく知ろう受動喫煙

受動喫煙が健康に与える影響

受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中の発症など、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされています。また、受動喫煙を防ぐ環境をつくることで、心臓病などのリスクが下がるという調査結果があります。

火のついていないたばこの先から出る煙のことを「副流煙」と言います。この副流煙には、たばこを吸っている人が吸い込む「主流煙」よりも高い濃度の有害物質が含まれています。

なお、小さな子どもはたばこの煙により、健康にさまざまな悪影響を受ける可能性が大人以上に高いことがわかっています。

◆副流煙には有害物質が主流煙の何倍含まれているか

- ニコチン(たばこの依存性を高める) 2.8倍
- タール(発がん性物質) 3.4倍
- 一酸化炭素(体が酸素不足になる) 4.7倍
- アンモニア(目を刺激する) 46.0倍

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」から抜粋



屋内分煙でも受動喫煙の心配があります

屋内に国の基準を満たした喫煙室が設置されていても、受動喫煙を完全に防ぐことはできません。喫煙室のドアの開閉や人の出入り、喫煙者の呼気や服などに付着した粒子などで、受動喫煙につながります。

